

いちのみやし
一宮市

想いをつたえます ～マイエンディングノート～



名前



終活をはじめた。
片付けを、どこに
頼もうか迷っている。

そんなときは、
私たちにお電話ください。

一宮中部衛生株式会社は、創業昭和38年より
環境衛生事業を通じて、生活関連サービス業をしております。
自治体から不用品回収などの認可を受けた企業です。

家財処分
引っ越し

生前整理
遺品整理

除草・草刈
剪定・伐採

家屋解体

一宮中部衛生株式会社

☎0586-45-3611

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山12番地4

一般廃棄物収集運搬業等許可 / 一宮市環廃第102号
一般貨物自動車運送事業許可 / 中運自貨第313号

産業廃棄物収集運搬業許可 / 第02300000479号
建設業許可 / 愛知県知事 許可 (般-5) 第60633号

書こう、話そう、あなたの人生のこと。

あなたはこれまで、どんな人生を歩んできましたか？

これから、どんな人生を歩んでいきたいですか？

自分の望む人生を、最後まで自分らしく歩むために。

必要なことや、考えをまとめるお手伝いをするのがこの冊子の役割です。

ご自身やご家族のこと、財産、もしもの時のこと……

テーマに沿って書きすすめるうちに、思いを自然と整理できるようになっています。

また、書いたことを元に、家族やかかりつけ医など周囲の人としっかり話し、理解してもらうことも、最後まで自分らしく生きるためにはとても大切なことです。これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人を思いつくままに書いてください。

さあ、ペンを取って、あなたらしい人生について考えてみましょう！

書き方 ゆっくりと楽しみながらあなたの思いを書いてください。

- ①書き方に特別なルールはありません。書きたいところから始めましょう。全てのページを埋める必要はありません。
- ②書いた日にちを記入して、定期的に見直しましょう。
- ③ノートの内容で お願いしたいこと(喪主、介護等)がある場合は、その人に想いを伝えておきましょう。
- ④読んだ人を傷つけそうなことは書かないようにしましょう。
- ⑤エンディングノートを書き終えたら、信頼できる人へノートを書いていることを伝えておきましょう。

ノートがあることや保管場所をだれに伝えましたか？

「名前記入欄」

もくじ

| | |
|------------------------|------------------|
| 第1章 「人生会議」を始めましょう! ……2 | 第4章 エンディング …… 12 |
| 第2章 わたしのこと ……4 | 第5章 大切な人たち …… 15 |
| 第3章 もしもの時は ……9 | 第6章 財産について …… 17 |

これって何?(9ページ)

延命治療って何? …回復の見込みはない状態で、人工呼吸器・人工栄養等を行い、延命を図る治療のことです。

「終末医療について」のホスピスって何? …痛みを和らげるなど終末期のケアを行う施設のことです。

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

第1章

「人生会議」を始めましょう!



「人生会議」とは、もしもの時のために、あなたの想いを家族や医療・介護スタッフに伝え、共有していく取り組みのことです。

自分の想いを伝えることで、あなたの望む最期に近づくことができます。
このノートの記入をきっかけにあなたの「人生会議」を始めましょう!

Q 誰と話し合うの?

A 家族や友人、医療・介護スタッフなど信頼できる人と話し合ってみてください。

Q いつ話し合うの?

A 特に決まりはありません。ちょっと気になった時に始めましょう。

Q 何を話そう?

A このノートを記入してみて、気になる所から話し合ってみましょう。

1 あなたが大切にしてきたことは?(第2章 わたしのこと)

まずはあなた自身のことを書いてみましょう。

今まで歩んできた人生を振り返り、今のあなたについてつづってみましょう。

2 自分にもしものことがあった時の意思表示(第3章 もしもの時は)

意思表示ができるうちにどうしたいかを記しておきましょう。

治療やケアについて決断をする際に重要な手助けになります。

3 亡くなってからのこと(第4章 エンディング)

葬儀やお墓の希望、遺言書があれば記しておきましょう。

4 大切な人たちへのメッセージ(第5章 大切な人たち)

あなたの想いを伝えたい人たちにメッセージを残してみましょう。

5 相続にむけて(第6章 財産について)

家族でも個人がどんな財産を持っているかを詳しく知らないことが多いです。
一覧にしてみましょう。

Q 高齢者の相談はどこにしたらいいですか？

A 高齢者に関するお困りごと、ご相談はお住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。

相談日時：原則月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時。

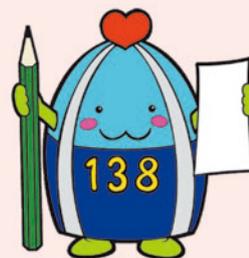
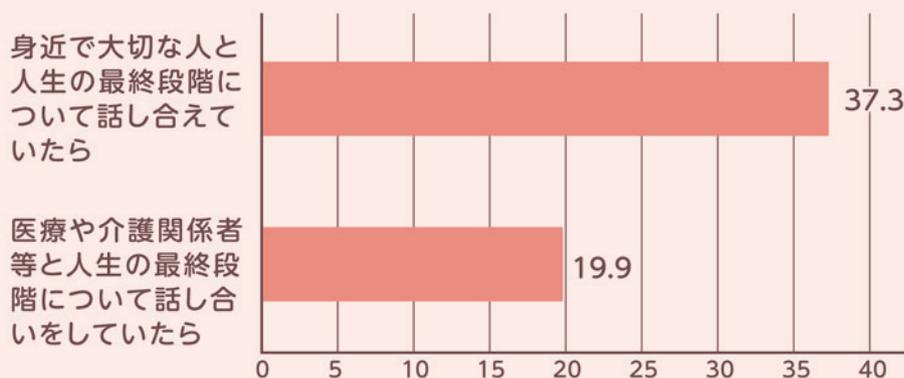
| センター名 | 住所 | 電話 | 担当地区 |
|-----------|----------------------|---------|-----------------------|
| やすらぎ | 奥町字下口西72番地1 | 61-3350 | 神山・今伊勢町・奥町 |
| コムネックスみづほ | 木曾川町黒田字西沼52番地 | 86-5333 | 葉栗・北方町・木曾川町 |
| アウン | 浅井町尾関字同者165番地 | 51-1384 | 西成・浅井町 |
| ちあき | 千秋町塩尻字山王1番地 | 81-1711 | 向山・富士 丹陽町・千秋町 |
| 萩の里 | 萩原町東宮重字蓮原36番地1 | 67-3633 | 大和町・萩原町 |
| 泰玄会 | 小信中島字仁井西23番地1 | 61-8273 | 起・小信中島・三条 大徳・朝日・開明 |
| まちなか | 松降1丁目2番18号 松降ビル4階 | 85-8672 | 宮西・貴船・大志 |

コラム

「平成29年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」(厚生労働省)
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/saisyuiryo_a_h29.pdf)を一部改変

大切な人の死に対して心残りがあると回答した人のうち、どうしていたら心残りがなかったかについてのアンケート結果では、多くの人が事前に人生の最終段階について話し合っておけばよかったと答えています。

大切な人の死に対して心残りがあった人のうち、どうしていたら心残りがなかったか(%)



第2章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

生年月日

名 前

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな食べ物

好きな花

好きな音楽

好きな本・映画

宝物・コレクション

これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人



◆のいり 別れのそばに、110年。

信頼の実績と、安心の価格

一般的なお葬式はもちろん

家族葬も

「のいり」にご用命ください。

家族葬プラン

通夜・葬儀・初七日法要を含む

会員
価格

22 (税込) 万円～

葬儀に必要なものがセットになった

明瞭価格プラン

他にも規模やご要望にお応えできるさまざまなプランをご用意しております

アフターサービスも充実

墓石・遺品整理・不動産も「のいり」へ



位牌・名彫り



忌明法要



仏壇・買換え



お墓建立



墓じまい



永代供養



遺品整理



不動産



香典返し



引出物



仏壇クリーニング 墓石クリーニング



墓石クリーニング



年忌法要



海洋散骨



部屋の片づけ

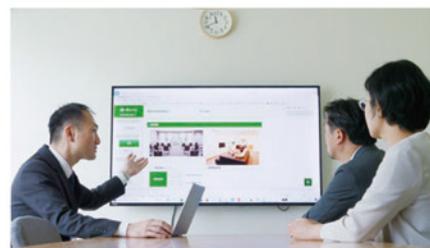


相続

※一部業務は協力会社に委託します。※一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

相談
お見積り
無料

お葬式の 会館見学も可能
事前相談



どんなご相談でも、葬儀のプロが丁寧にお答えいたします。まずはお気軽にお電話ください。

◆のいり 別れのそばに、110年。

24時間365日対応

いつでもお気軽にお電話ください

〈本社〉〒491-0871 愛知県一宮市浅野字大西裏38

<https://noiri.co.jp/> 葬儀社のいり

☎0586-77-8120

健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック を入れてください。

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



●健康保険証

種類:

番号:

保管場所:

●その他 証明書等の有無 ※チェック を入れてください。

* 介護保険証

有・無

保管場所:

* 障害者手帳等

有・無

保管場所:

(身障 療育 精神 難病)

* その他

アレルギー等 気をつけること



いつも飲む薬 ※処方箋があれば貼っておくと良いでしょう。

第3章

もしもの時は



病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック を入れてください。

- 病名・余命を告知してほしい 病名のみ告知してほしい
 家族等にまかせる その他

●延命治療について ※チェック を入れてください。

- 可能な限り延命治療を受けたい 回復の見込みがなければ
延命治療を希望しない
 苦痛を少なくすることを重視する その他

●終末医療について ※チェック を入れてください。

- 自宅で過ごしたい 病院で看護を受けたい
 ホスピスで過ごしたい その他

●臓器提供・献体について ※チェック を入れてください。

- 臓器提供意思表示カードを
持っている 臓器提供・献体を希望しない
 献体の登録をしている 登録先:
 その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

● **介護をお願いしたい人** ※チェック を入れてください。

| | | |
|------------------------------|-----|-----|
| <input type="checkbox"/> 配偶者 | 名前: | |
| <input type="checkbox"/> 子ども | 名前: | |
| <input type="checkbox"/> その他 | 名前: | 関係: |

● **介護してほしい場所** ※チェック を入れてください。

| | |
|--------------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> なるべく自宅を希望する | |
| <input type="checkbox"/> 病院・施設 | 名称・場所等: |
| <input type="checkbox"/> お任せする | |

● **介護の費用** ※チェック を入れてください。

| | |
|--|--------|
| <input type="checkbox"/> 私の預金や年金等でまかなってほしい | |
| <input type="checkbox"/> 用意してある | 保管場所等: |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

メモ

判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまいます。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないしていると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。もしもの時に備えて資産の管理方法を決めておきましょう。

● 財産管理などをお願いしたい人 ※チェック を入れてください。

| | | |
|------------------------------|-----|-----|
| <input type="checkbox"/> 配偶者 | 名前: | |
| <input type="checkbox"/> 子ども | 名前: | |
| <input type="checkbox"/> その他 | 名前: | 関係: |

● 財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック を入れてください。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 法定後見制度(※1) | <input type="checkbox"/> 任意後見制度(※1) |
| <input type="checkbox"/> 財産管理委任契約 | <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業(※2) |
| <input type="checkbox"/> 民事信託(※3) | <input type="checkbox"/> 特にない |

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

* 法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度

* 任意後見制度・・・本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」より抜粋

※2 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋

※3 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

第4章

エンディング



葬儀について

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェック を入れてください。

お任せする

希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

その他

●喪主について

任せたい人

●葬儀の形式

宗教・宗派

●香典 ※チェック を入れてください。

いただく

辞退する

●供花 ※チェック を入れてください。

いただく

辞退する

●遺影 ※チェック を入れてください。

お任せする

用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェック を入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

用意してある

保管場所等:

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

供養について

記入日

年 月 日

● 供養の方法 ※チェック を入れてください。

- 一般墓地 永代供養 納骨堂 樹木葬
 希望なし その他

名称・場所等：

● 供養にかかる費用 ※チェック を入れてください。

- 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)
 用意してある 保管場所等：
 その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

遺言書について

記入日

年 月 日

● 遺言書の有無 ※チェック を入れてください。

- 作成していない 作成している 保管場所：

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

- | | |
|---|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 | 作成日： 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> 公正証書遺言 | 作成日： 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> | 作成日： 年 月 日 |

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、遺言書保管法(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

家族葬は愛昇殿で



通夜・告別式・初七日法要の
2日間を安心しておまかせください。

通夜 + 告別式 + 初七日法要
の2日間

会員様

39.6 万円
(税込)～※

※39.6万円(税込)は、愛昇殿 CLUB・互助会会員様が
白木祭壇プランSR01+(会場・控室)をご利用の場合の
料金です。料理、返礼品、湯灌は含まれていません。

愛昇殿は、高品質でお値打なご葬儀を提供します

上質なサービスで通夜式・告別式はもちろん、居心地の良いおもてなし空間を提供いたします



家族葬専用の会場を完備



ゆったり過ごせる親族控室



くつろげるベッドルーム



おいしい料理でおもてなし

※写真はイメージです ※会館により仕様が異なる場合がございます

一宮市の愛昇殿は、オープン&リニューアルをすすめています

一宮市内の愛昇殿

愛昇殿レクストの杜
一宮松降

2023年12月
リニューアル

一宮市松降 1-7-11

愛昇殿レクストの杜
尾西

2022年10月
リニューアル

一宮市小信中島字郷中 3237-1

愛昇殿レクストの杜
一宮奥町

2023年11月
リニューアル

一宮市奥町字宮東 60

愛昇殿レクストの杜
一宮朝日

2022年10月
リニューアル

一宮市富士 4-8-10

愛昇殿レクストの杜
一宮森本

2022年4月
オープン

一宮市森本 5-22-4



愛昇殿 CLUB のお問い合わせは (9:00 ~ 18:00)

もしもの時は (24 時間・365 日・年中無休)

0120-442-469

三六五日御用
0120-3652-54

もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

| 名前(フリガナ) | 関係 | 住所・電話番号 | 備考 |
|----------|----|---------------|----|
| () | | 〒 - ☎() - | |
| () | | 〒 - ☎() - | |
| () | | 〒 - ☎() - | |
| () | | 〒 - ☎() - | |

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

第5章

大切な人たち



家族・親族 記入日 年 月 日

わたしの家系図



※わかる範囲で書いてみましょう。
 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。

ペットのこと

※ペットの引き取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前 ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日 性別 かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：○○さんに引き取ってもらいたい等

家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (続柄/)

さんへ メッセージ (続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (関係/)

さんへ メッセージ (関係/)

第6章

財産について



資産と負債

記入日 年 月 日

| ■ 不動産 | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
|----------|-----|-----|-----|--|
| | | | | <input type="checkbox"/> 管理してほしい <input type="checkbox"/> 処分してほしい <input type="checkbox"/> その他() |
| | | | | <input type="checkbox"/> 管理してほしい <input type="checkbox"/> 処分してほしい <input type="checkbox"/> その他() |

※お住いの物件やそれ以外の所有物件について、住所や管理方法、今後どのようにしたいかなど、相続する方が把握できるようにしておきましょう。
 【空き家等対策に関するお問い合わせ:住宅政策課 対策グループ (TEL) 0586-85-7010】

| ■ 預貯金 | 金融機関名 | 支店 | 金額 | 備考 |
|----------|-------|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| ■ その他の資産 | 名称 | 内容 | 保管場所等 | 備考 |
|-------------|----|----|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |

資産と負債

記入日

年 月 日

| | | | | |
|-------------------|--------|--------|------|----|
| ■ 借入金・ローン | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| ■ 生命保険・損害／傷害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| ■ 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| ■ 個人年金・企業年金 | 名称 | 番号・記号等 | | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |

おひとりさまの相続対策

老後の安心パートナー

生前の相続対策・老後の不安 すべて弁護士にご相談下さい!

初回相談無料

相続を得意分野とする地元一宮市の法律事務所です!

遺言

財産の帰属、身分関係等に関して遺言書を作成します。弁護士を遺言執行者に指定することもできます。



ホームロイヤー

高齢者のための法律顧問契約です。あなたの身近な「かかりつけ弁護士」になります。



ホームロイヤーとは

高齢者の住まいの問題・財産管理・医療や介護の問題・悪徳商法や詐欺被害等、高齢者の方特有の法的問題全般について継続的に支援するための個人型顧問契約のことを言います。

料金：月額11,000円(税込)～

財産管理契約

高齢で財産管理に不安がある場合、弁護士が代わりに不動産や預貯金などの財産管理を行います。



成年後見・任意後見

認知症等で十分な判断ができなくなった場合、財産管理・身上看護に関わる法的サポートを行います。



死後事務委任・尊厳死

死後に必要な手続きをあなたの代わりに行います。人生の終末期に意に添わぬ延命措置を受けずに済むようにします。



遺贈寄付

自分の死後、遺産を寄付する先を決めておくことができます。



相続・遺言を得意分野とする地元一宮市の法律事務所です。

弁護士は紛争解決の専門家ですが、当事務所は専門家としての知識と経験に基づき、生前の相続対策として、遺言書の作成、事業承継、認知症対策として、任意後見契約や成年後見申立等を行います。また、「おひとりさま」の相続対策として、遺言により死後の自宅の処分、施設や病院等への債務の支払、遺族等への遺産の分配(第三者への遺贈寄付)、死後事務委任契約により葬儀・納骨・墓じまい、遺品の整理のお手伝いをさせて頂きます(葬儀代行・遺品整理等は専門の業者を利用します)。

相続発生後の紛争解決についても、弁護士であればすべてお任せ頂けます。相続発生前・相続発生後を問わず、相続・老後の生活についてはすべて弁護士にご相談下さい。なお、税理士・司法書士等の他士業、地元の不動産業者等、各分野について幅広く対応が可能です(ワンストップサービス)。

弁護士法人一宮総合法律事務所

代表社員 弁護士野村一磨

〒491-0904 愛知県一宮市神山1-1-6のむらビル3階

愛知県弁護士会一宮支部所属(弁護士登録3名) / 平成20年6月開設(平成29年法人化)

新規ご相談・
ご予約

☎0586-43-3800

受付時間 AM9:00～PM8:00(土日祝可)

相続遺言
相談室HP



一宮総合法律事務所マスコット
キャラクター

い ち る う



終活 相続

に関してのお悩みは
奥田善樹税理士事務所へ
 いつでもご相談ください

こんなお悩み
 ありませんか

親族間で揉めずに
 円滑に相続ができる
 ようにしたい

贈与税や相続税など
 安くする方法は
 ないのだろうか？

残された家族が
 困らないように
 事前に準備しておきたい

このようなお悩みに関して、当事務所がお力になります！

自分自身の相続を
 考えている方へ

生前対策

生前対策の説明や、誰にいつどのような方法で対策を行うのかなど、**相続税のシミュレーションをし、的確にアドバイス**いたします。

遺言書の作成・立ち会い

相続時精算課税制度

財産・債務リストの作成

自分が相続を
 受ける側になった方へ

相続発生時

相続税申告をはじめ、さまざまな相続手続きのご相談に対応しています。開業50年以上の実績と経験でお客さまのニーズに丁寧に対応いたします。

相続手続きの一括お手伝い

親族間の円満サポート

良心的な報酬

その他、**税務、労務、開業支援**など、個人・法人問わず幅広いサポートも提供しています

女性税理士も在籍しています。安心してご相談ください。



まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

奥田善樹税理士事務所
 ☎ 0586-73-0088

私たちが
 サポート
 いたします！



公式LINE
 @208cnjzf

〒491-0831 一宮市森本3-22-23

営業時間 平日9:00~17:00 (休・土・日・祝)

E-Mail cpta@okuda-tax.jp

相続の
 お悩みは
 こちらから



一般の
 税務相談は
 こちらから

